◎新潟県告示第1520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　大潟高柳線

２　供用開始の区間

上越市吉川区平等寺字深沢526番４から同市吉川区坪野字西ノ峰747番１まで

３　供用開始の期日　　平成24年12月28日